

副業・兼業マッチング支援事業に係る企画提案書の募集要領

1 目的

副業・兼業マッチング支援事業を効果的に実施するための企画を募集する。

2 企画提案について

福井県内企業で、高度人材の副業・兼業の導入が進み、企業と人材のマッチングができるよう、後述する委託業務の内容を踏まえた上で、効果的な事業の実施方法や人員配置について提案してください。

3 委託業務の内容

別添「副業・兼業マッチング支援事業業務委託仕様書」のとおり。

4 企画提案書について

(1) 企画の構成

第1章 提案内容

別添仕様書に掲げる委託業務の内容を踏まえた上で、委託業務の内容を実現するための具体的な企画提案を記載してください。(企画提案書の様式は任意ですが、別添参考様式を参照し、必須記載項目等を確認してください。)

第2章 経費

今回の業務に関する費用の概算額およびその内訳

委託予定額4,854,000円(消費税および地方消費税を含む)を上限として、仕様書の内容を実現するために必要な経費を詳細に記載してください。

消費税は10%とし、全ての経費に一括して課税した額を計上して記載してください。当該条件は、必須ですので企画提案書の作成の際には、御注意願います。

第3章 実施体制

体制図を用いて、運営責任者等具体的に記載してください。

(2) 提出方法

持参または郵送すること。

※ 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等を利用してください。

提出部数 : 正本1部 副本6部 (A4判縦長用紙、横書き、左とじ)

提出場所 : 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県産業労働部労働政策課 産業人材室

(3) 提出期間

令和7年4月24日（木）から令和7年4月25日（金）の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）に必ず到着させること。

(4) その他

- ① 提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。
- ② 提出された企画提案書は返却しません。また必要に応じて複写を行う場合があります。
- ③ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で提出してください。

5 応募方法等について

(1) 応募の対象となる者

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登載されている者（令和7年4月18日（金）時点で、登載されている者を含む。）であること。
- ③ 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ⑥ 県税に滞納がないこと。

(2) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付します。

①交付期間	令和7年3月31日（月）から令和7年4月18日（金）まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）午前9時から午後5時まで
②交付場所	福井県産業労働部労働政策課（県庁4階）
③交付資料	ア 副業・兼業マッチング支援事業に係る企画提案書の募集要領 イ 副業・兼業マッチング支援事業委託業務仕様書 ウ 委託契約書（案）

(6) 応募資格要件が満たなかった者に対する理由説明

企画提案参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨および満たなかった理由を書面により通知します。

6 募集に関する質問

質問は、必ず募集要領・別紙様式1「募集に関する質問票」により、令和7年4月11日（金）午後5時までに福井県産業労働部労働政策課 産業人材室あてに提出してください。（FAX、電子メール可）

回答は、令和7年4月16日（水）までにFAXまたは電子メールにより応募者全員に行います。

ただし、審査に影響しない軽微な質問については、口頭により質問者のみに回答する場合があります。

7 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

提出された企画提案書は、副業・兼業マッチング支援事業委託業務企画提案書選定委員会（以下「委員会」という。）において審査します。

(2) 審査方法

企画提案書等の内容（独創性、実現性、効果、実施体制、経費等）について、企画提案申込者によるプレゼンテーションを実施し、提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に、【別表】審査基準により委員会で公正な審査を行います。

【プレゼンテーション】

- ・日時、場所などについては、別途通知します。
- ・プレゼンテーションは、各応募者30分（説明時間を20分、質疑時間を10分）とします。（応募者が多い場合は1者あたりのプレゼンテーション時間を短縮する場合があります。）
- ・各応募者のプレゼンテーション当日の時間は、企画提案書の受付順とします。

(3) 委託先候補者の選定

委員会の審査において、評価点の合計が6割以上であり、かつ最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先候補者として選定します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、応募者全員に通知します。

8 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行います。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査のうえ、随意契約による委託契約を締結します。

なお、委託先候補者が福井県の利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、見積書提出と同時に、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

※電子契約サービスに関しては以下のURLを参照してください。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合があります。

- (1) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実にない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

9 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めません。ただし、業務上の必要性により一部を再委託する場合は、福井県に協議の上、その承諾を得るものとします。

10 成果物に関する権利の帰属等

本委託業務により作成した成果物の所有権および著作権は、福井県に帰属するものとします。また、本委託業務により収集または作成した各種情報（個人情報を含む）についても福井県に帰属するものとします。

受託者は、すべての成果物が第三者の著作権およびその他の権利を侵害していないことを保証しなければなりません。ただし、福井県の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除きます。

なお、福井県は、ビジュアル、コピー、ロゴタイプなどを、公共の目的のために使用し、または福井県が指定する者に使用させることができるものとします。

11 打合せ

本委託業務を進めるに当たっては、県担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとします。なお、打合せに係る費用等については、受託者が負担することとします。

12 その他

- (1) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とします。
- (2) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とします。
- (3) 本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはなりません。

審査基準

企業支援実績

従来から、副業・兼業人材を活用するまたはしようとする企業に対する支援業務を積極的に行っていたか。(10点)

組織体制

業務実施に当たり運営責任者を配置するとともに、適切な人員体制が整備されているか。(10点)

副業人材の募集

副業・兼業人材の募集に当たり、適切な広報媒体を活用し、ターゲットの人材に対し、効果的な広報を実施することができるか。(15点)

支援企業との調整

マッチング実施前に企業と十分に打ち合せし、各企業の抱える課題の解決に効果的な人材をマッチングできる体制が整っているか。(15点)

セミナー等の実施

セミナー等の実施にあたり、適切な講師等を確保し、企業、副業・兼業人材ともに集客できる体制が整備されているか。(15点)

経費

提案内容における費用対効果が優れているか。また、提案内容が実現可能な経費内訳となっているか。(10点)

利用者情報管理

個人情報管理等のセキュリティは高いものとなっているか。(10点)

認知度の向上

福井県の副業・兼業人材の募集、福井県について効果的なPRが提案されているか。(5点)

その他の提案

その他、副業・兼業人材と企業のマッチング支援内容が積極的に提案され、その内容が適切か。(10点)

(募集要領・別紙様式1)

令和 年 月 日

副業・兼業マッチング支援事業委託業務に係る
企画提案書募集に関する質問票

福井県産業労働部労働政策課 産業人材室 あて

FAX 0776-20-0648

E-mail : rousei@pref.fukui.lg.jp

提出期限 令和7年4月11日(金)

応募者名	
担当者の職・氏名	
TEL / FAX	
E-mail アドレス	
【質問内容】	

副業・兼業マッチング支援事業委託業務企画提案参加申込書

福 井 県 知 事 様

所在地 〒

応募者名称

代表者職・氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添付して応募します。

1 応募者の概要

所在地 (県内事業所がある場合 にはその所在地)		
担当者	役職・氏名	
	連絡先	電話 : FAX : E-MAIL :
設立年月日		
業 種		
主な事業内容		
従業員数		人 (うち正社員 人)

2 添付書類

- (1) 福井県競争入札参加資格通知書の写し
- (2) 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類(企業案内等・大きさは任意)
- (3) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写しもしくは個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
- (4) 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し
- (5) 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
- (6) 応募資格誓約書(募集要領・別紙様式2-2)

副業・兼業マッチング支援事業委託業務応募資格誓約書

福 井 県 知 事 様

所在地 〒

事業者名称
代表者職・氏名

副業・兼業マッチング支援事業委託業務企画提案の参加申込みに当たり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登載されている者（令和7年4月18日（金）時点で、登載されている者を含む。）であること。
- 3 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- 5 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- 6 県税に滞納がないこと。

(参考様式)

令和 年 月 日

副業・兼業マッチング支援事業委託業務企画提案書

福井県知事 杉本 達治 様

所在地

事業者名称

代表者職・氏名

※「副業・兼業マッチング支援事業委託業務仕様書」を参照して作成してください。

※ 企画提案書の提出様式は任意とします。(この様式は参考です。)

ワードやパワーポイントなど、適宜ご利用ください。ただし、この参考様式に掲げる項目については、必ず企画提案書に盛り込んでください。

第1章 提案内容

(1) 副業・兼業人材の募集

※事業ターゲットとなる企業、人材に対し実施する広報の方法、手段等を具体的に記載してください。

(2) 成約マッチング支援、マッチング目標件数等

※副業・兼業活用を希望する企業と副業・兼業人材の面接等マッチングの支援内容の提案、マッチング目標件数、各企業の抱える課題の解決に効果的な支援を行うための体制等について記載してください。

(3) 副業・兼業セミナー、オンライン交流会実施内容

※セミナー、オンライン交流会の内容、進行方法、周知方法、実施体制を記載してください。

(4) その他上記以外の支援内容等の提案

第2章 経費

経費内訳書

事業者名称 _____

※上限額4,854,000円(税込)

項目	金額	内容
	円	
小計		
消費税		
合計		

※項目については、必要な経費をご記入ください。

第3章 実施体制

(1) 運営責任者氏名・経歴、体制図

(2) その他、企業と人材の副業・兼業マッチング支援に関する業務の実績

※企画提案者がこれまでに実施した企業に対する支援の実績等を具体的に記載してください。